

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式に基づく令和8年度茨城県立医療大学入試広報誌等作成業務委託について、次のとおり公告する。

令和8年2月9日

茨城県立医療大学長 阿部 慎司

**1 委託業務内容等**

- (1) 業務名  
令和8年度茨城県立医療大学入試広報誌等作成業務委託
- (2) 業務内容  
別に定める説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

**2 参加者の資格要件**

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加者資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。

**3 評価項目及び審査方法等**

- (1) 評価項目  
提出された企画提案書は、大学内に設置した審査委員会において、次の項目により総合的に評価し選考するものとする。
  - ① 全般
    - ・ 作成する広報誌等の目的を理解し、合致した内容となっているか
    - ・ 優れた企画提案があるなど、特に評価すべき内容があるか など
  - ② レイアウト
    - ・ 文章が読みやすく、内容が分かりやすいレイアウト（構成）であるか など
  - ③ デザイン
    - ・ 受験生の興味を引くデザインであるか
    - ・ 図やイラストなどのグラフィックのデザイン力があるか など
  - ④ 企画提案
    - ・ 受験生の興味を引く企画であるか
    - ・ 効果的な広報が見込めるか
    - ・ 実現可能性が十分に担保されているか など
  - ⑤ 経費
    - ・ 適切な費用積算が行われているか

- (2) 審査方法  
審査は、5者を超える場合、一次審査（書類審査）で5者を選定し、その後二次審査（プレゼンテーション）を行う。5者未満の場合、一次審査は行わず二次審査で委託契約候補者1者を選定する。
- (3) 選定結果の通知  
選定結果については書面によりその旨を通知する。

#### 4 公募に係る説明書の交付場所等

- (1) 説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
〒300-0394 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669 番地 2  
茨城県立医療大学教務課  
電話 029-840-2108
- (2) 説明書及び仕様書の交付期間  
公告の日から令和8年2月20日（金）までの午前9時から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を守る条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。
- (3) 説明書は、(1)で配布するほか、次の場所からもダウンロードすることができる。  
URL <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/accepter>  
URL <https://www.ipu.ac.jp/about/bidding-info/>
- (4) 企画提案書の提出期限等
  - ① 提出期限  
令和8年2月26日（木）正午（必着）
  - ② 提出場所  
上記（1）の問合せ先に同じ
  - ③ 提出方法  
持参又は郵送（送付記録が残るもの）に限る。

#### 5 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本公募参加者等又は契約の相手方が本件公募に関して要した経費は、当該公募参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない
- (5) 採択された企画提案書の著作権は茨城県立医療大学に帰属する。
- (6) 契約書の作成要否 要
- (7) 企画提案書の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載をした場合、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (9) 本件業務に係る令和8年度予算が否決された場合又は執行が停止された場合、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。
- (10) その他詳細については説明書による。